慶應義塾大学 学生用宿舎利用約款

制定 平成22年12月1日

改正 平成23年12月16日 平成24年 2月20日 平成24年 6月21日 平成24年11月27日 平成25年12月13日 平成26年 2月28日 平成26年 7月 4日 平成26年 9月 1日 平成26年11月28日 平成27年11月16日 平成28年12月 6日 平成29年11月10日 2018年 4月 1日 2018年12月10日 2019年11月1日 2021年1月12日 2021年5月25日 2021年7月30日 2022年7月27日 2022年11月29日 2023年12月22日

2025年9月1日

(本約款の適用範囲)

第1条 この約款は、慶應義塾大学学生用宿舎規程第5条にもとづき、慶應義塾大学(以下「本大学」という。)が留学生用に用意した宿舎を利用する際の条件などについて定めるものとし、この約款に定めの無い事態が生じた場合は、法令または一般に確立された慣習に従い、誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

(入居者)

- 第2条 ①宿舎の割り当てを受けた者を、割り当ての発表をもって、入居者とする。
- ② 入居者は、宿舎の割り当てを受けた後に、宿舎の利用をキャンセルする場合は、指定の期日までに本大学に連絡をしなければならない。入居者が、指定の期日を過ぎて宿舎の利用をキャンセルする場合には、本大学が特別に免除を認めた場合を除き、入居者は本大学にキャンセル料として5万円を支払わなくてはならない。
- ③ 入居者が、大学に虚偽の情報を報告したことが判明した場合は、入居を取り消すことがある。

(入居期間)

- 第3条 ①入居者の入居期間は原則として1学年度以内とする。ただし、以下の第3項から第5項の場合は、この限りではない。
- ② 原則として入居期間の延長は認めない。ただし、以下の第3項および4項の場合は、この限りではない。
- ③ レジデント・アシスタントとして入居する場合。
- ④ 別科・日本語研修課程の1年間の課程を修了した後に、在籍期間の延長が認められた入寮者については、同課程の在籍期間の範囲で、入居期間の延長が認められることがある。
- ⑤ 湘南藤沢国際学生寮およびHヴィレッジに入居する留学生が,本大学の学部・研究科の学位課程に在籍する正規生である場合については,入居期間を各課程の標準修業年限以内とする。

(入居時の手続き)

- 第4条 ①入居者は、入居予定日を本大学が指定する入居日から選択するものとする。入居日のチェックイン時間は、9時~18時の間とする。
- ② 入居者は、入居予定日およびチェックイン時間が決まり次第、大学が指定する方法で入居予定日および チェックイン時間を登録しなければならない。
- ③ 入居者の家賃は、入居予定日を起算日として計算される。
- ④ 入居者は、本大学が指定する入居日に限り、入居予定日を変更することができる。その場合、直ちに所管部署に変更を報告しなければならない。すでに登録した入居予定日の10日前までに報告しなかった場合は、当該入居者の家賃は、変更前の入居予定日を起算日として計算される場合がある。

(家賃)

- 第5条 ①家賃の額は別表1に定める「入居者本人負担家賃」の通りとする。
- ② 家賃は必要に応じて改定される。改定される場合は、改定が生じる月の3か月前までに入居者に通知する。
- ③ 入居者は、家賃を毎月、宿舎毎に定められた日に指定の方法にて支払わなければならない。
- ④ 入居者の入居期間が1か月未満の場合は、1か月分の家賃を徴収する。入居期間が1か月を超える場合で、かつ入居日が月途中である場合は、入居月の家賃は日割り計算とし、別表2の通りとする。
- ⑤ 家賃を2か月分以上滞納した場合には入居を取り消すこととし、入居者は速やかに退去しなければならない。
- ⑥ 一旦納入した家賃は原則として返還しない。

(清掃維持管理費)

- 第6条 ①入居者は、所定の期間内に清掃維持管理費を本大学指定の方法で支払わなければならない。
- ② 入居者が、特別の事由がなく前項の手続きを怠ったときは、入居を取り消すことがある。

(入居者の費用負担)

- 第7条 入居者の費用負担は次の通りとする。
- ① 入居者の居室における光熱費等の分担は別表3の通りとする。
- ② 入居者が生活するための居室内の消耗品費
- ③ 入居者の居室内の備品の紛失・破損に伴う原状回復費用
- ④ その他、入居者の故意または過失により宿舎内の施設や備品に破損や欠陥が生じた場合の原状回復費用

(退去)

- 第8条 ①入居者が、退去する場合は、退去日の1か月前までに大学が指定する方法で退去日を登録 しなければならない。
- ② 入居者が、退去日の1か月前までに退去日を登録した場合で、かつ入居者が指定した退去日が月途中の場合は、入居最終月の家賃は、別表2の1~3 に基づいて日割り計算される。
- ③ 入居者が、退去日の1か月前までに、退去日を登録しなかった場合は、入居者は、退去日登録日から1か月分の家賃を退去前に支払わなくてはならない。
- ④ 退去日は年末年始、土日祝日を除く平日とする。入居者は、必ず管理室の受付時間内に退去しなければならない。
- ⑤ 入居者は、退去時には原則として管理人によるルームチェックを受け、入居時の居室状態表と照合する。経年変化以外の問題や破損があった場合は、入居者は、原状回復のための費用を負担しなければならない。

(禁止事項)

- 第9条 入居者は、以下の行為をしてはならない。
- ① 宿舎内の基本的設備の変更や増設など
- ② 居室の居住以外の用途への転用または併用
- ③ 居室の第三者への転貸

- ④ 宿舎および居室への危険物などの持ち込み
- ⑤ 騒音などによる近隣への迷惑行為、および居室内での動物等の飼育

(退去勧告)

- 第10条 入居者が次の各号の一に該当したときは、本大学は入居者に対し退去を命ずることができる。
- ① 学則または本約款に違反し、宿舎の秩序を乱し、入居者として不適当な行為があったと認められたとき
- ② 学籍を失ったとき
- ③ 健康上の理由で共同生活が不適当と認められたとき
- ④ 2か月以上家賃を滞納しているとき
- ⑤ その他宿舎生活が不適当と認められたとき

(損害賠償)

第11条 入居者およびその訪問者等が故意または過失により宿舎に損害を与えた場合は、直ちに所管部署に 報告するとともにその損害を入居者が賠償しなければならない。また、入居者や訪問者が近隣そ の他第三者に損害を与えた場合は、入居者がその賠償をしなければならない。

(個人情報の提供)

第12条 本大学が個人情報を宿舎の管理者との間で、宿舎および塾関係者の生活を円滑かつ安全に管理運営する目的のために共同して利用する場合において、必要とする個人情報を、管理者としての責任を有する者が本大学から取得すること,および本大学が管理者の求めに応じて必要と認める範囲で個人情報を管理者に対して提供することがある。

(入居者以外の宿泊)

第13条 入居者以外の第三者が宿舎に宿泊することを禁ずる。なお、緊急の場合はこの限りではない。

(宿舎の利用規則の遵守)

第14条 入居者は、本約款に加え、宿舎ごとに個別に定められた利用規則がある場合は、当該利用規 則を遵守しなければならない。

(約款の改廃)

第15条 この約款は、国際センター所長および学生総合センター長の協議に基づき改廃される。

附則

- この約款は、平成22年12月1日から施行し、平成23年4月1日以降の新規入居者から適用とする。 附 則 (平成23年12月16日)
- この約款は、平成23年12月16日から施行し、平成24年4月1日から適用とする。

附 則 (平成24年2月20日)

この約款は、平成24年2月20日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日)

この約款は、平成24年6月21日から施行する。

附 則 (平成24年11月27日)

この約款は、平成24年11月27日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成24年11月27日 以降の入居者へ適用する。

附 則 (平成25年12月13日)

この約款は、平成25年12月13日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年4月1日以降の入居者へ適用する。

附 則 (平成26年 2月28日)

この約款は、平成26年 2月28日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年4月1日以降の入居者へ適用する。

附 則(平成26年7月4日)

この約款は、平成26年7月4日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年7月分家賃から入居者へ適用する。

附 則(平成26年9月1日)

この約款は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日)

この約款は、平成26年11月28日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成27年4月1日付けで改定され、平成27年4月分家賃から入居者へ適用する。

附 則 (平成28年12月6日)

この約款は、平成28年12月6日から施行する。また、別表1・2に定める家賃については、平成29年4月1日付けで改定され、平成29年4月分家賃から入居者へ適用する。

附 則 (平成29年11月10日)

この約款は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (2018年4月1日)

この約款は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2018年12月10日)

この約款は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年11月1日)

この約款は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2021年1月12日)

この約款は、2021年3月21日から施行する。

附 則(2021年5月25日)

この約款は、2021年9月1日から施行する。

附 則 (2021年7月30日)

この約款は、2021年9月1日から施行する。

附 則(2022年7月27日)

この約款は、2022年11月1日から施行する。

附 則(2022年11月29日)

この約款は、2023年3月1日から施行する。また、別表1・2に定める家賃(元住吉宿舎)については、2023年4月1日付けで改定され、2023年4月分家賃から入居者へ適用する。

附 則(2023年12月22日)

この約款は、2024年4月1日から施行する。また、別表1に定める家賃(Hヴィレッジ)については、2024年3月分家賃から入居者へ適用する。

附 則(2025年9月1日)

この約款は、2025年9月1日から施行する。

別表 1 学生用宿舎利用約款 第 5 条 家賃一覧

分類	施設名称	部屋種類	部屋数	1部屋の 定員	収容可能人数 (人)	家賃等 (月額)	入居者本人負 担家賃 (月額)	清掃維持管 理費
慶應義塾 所有施設	下田学生寮 (留学生用)	個室	148	1	148		75,000円	20,000円
	Plume IS	個室	50	1	50	86,600円	80,000円	20,000円
	大森学生寮	個室	50	1	50	101,800円	95,000円	20,000円
	綱島学生寮	個室	50	1	50	116, 300円	108,000円	20,000円
	元住吉宿舎	個室	46	1	46	99, 200円	92,000円	20,000円
借り上げ	日吉国際学生寮	ユニッ ト式	100	4 (1ユニ ット)	100	101,600円	94, 000円	20,000円
宿舎	綱島 SST 国際学生寮	個室	82	1	82	114, 700円	107, 000円	20,000円
	元住吉国際学生寮	個室	60	1	60	107, 500円	100,000円	20,000円
	湘南藤沢国際学生寮	個室	30	1	30	90,600円	64, 500円	20,000円
	高輪国際学生寮	個室	22	22	22	103,900円	97,000円	20,000円
	Hヴィレッジ	ユニッ ト式	80	5 (1ユニ ット)	80	111, 100円	78, 000円	0円

[※]ただし、プログラムによっては利用可能な宿舎および部屋の種類が限られる。

[※]Hヴィレッジの清掃維持管理費は入居者本人負担家賃に含まれる。

別表 2-1 学生用宿舎利用約款第5条および第8条 日割家賃一覧

入居日	下田学生寮	プラムイズ	大森学生寮	綱島学生寮	元住吉宿舎	退去日
30 • 31	2,500	2,700	3, 200	3, 600	3, 100	1
29	5,000	5, 400	6, 400	7, 200	6, 200	2
28	7, 500	8,000	9, 500	10,800	9, 200	3
27	10,000	10, 700	12,700	14, 400	12, 300	4
26	12, 500	13, 400	15, 900	18,000	15, 400	5
25	15, 000	16, 000	19,000	21,600	18, 400	6
24	17, 500	18, 700	22, 200	25, 200	21,500	7
23	20,000	21, 400	25, 400	28, 800	24, 600	8
22	22, 500	24, 000	28, 500	32, 400	27, 600	9
21	25, 000	26, 700	31, 700	36,000	30, 700	10
20	27, 500	29, 400	34, 900	39,600	33, 800	11
19	30,000	32,000	38,000	43, 200	36, 800	12
18	32, 500	34, 700	41, 200	46, 800	39, 900	13
17	35, 000	37, 400	44, 400	50, 400	43,000	14
16	37, 500	40,000	47, 500	54,000	46,000	15
15	40,000	42, 700	50, 700	57,600	49, 100	16
14	42, 500	45, 400	53, 900	61, 200	52, 200	17
13	45,000	48,000	57,000	64, 800	55, 200	18
12	47, 500	50, 700	60, 200	68, 400	58, 300	19
11	50,000	53, 400	63, 400	72,000	61, 400	20
10	52, 500	56,000	66, 500	75, 600	64, 400	21
9	55,000	58, 700	69, 700	79, 200	67, 500	22
8	57, 500	61, 400	72, 900	82,800	70,600	23
7	60,000	64, 000	76, 000	86, 400	73, 600	24
6	62, 500	66, 700	79, 200	90,000	76, 700	25
5	65, 000	69, 400	82, 400	93, 600	79, 800	26
4	67, 500	72,000	85, 500	97, 200	82, 800	27
3	70,000	74, 700	88, 700	100, 800	85, 900	28
2	72, 500	77, 400	91, 900	104, 400	89,000	29
1	75, 000	80,000	95, 000	108, 000	92,000	30 · 31

^{・1}か月を30日として、入居者本人負担家賃を日割にしたもの。 (ただし100円未満は繰り上げ)

^{・2}月末日退去の場合も、1ヶ月分の家賃がかかります。

別表 2-2 学生用宿舎利用約款第5条および第8条 日割家賃一覧

入居日	日吉国際 学生寮	綱島SST 国際学生寮	元住吉国際 学生寮			退去日
30 · 31	3, 200	3,600	3, 400	2, 200	3, 300	1
29	6, 300	7, 200	6, 700	4, 400	6, 500	2
28	9, 400	10, 700	10,000	6, 600	9, 700	3
27	12, 600	14, 300	13, 400	8,800	13,000	4
26	15, 700	17, 900	16, 700	11,000	16, 200	5
25	18, 800	21, 400	20,000	13, 200	19, 400	6
24	22, 000	25, 000	23, 400	15, 400	22, 700	7
23	25, 100	28, 600	26, 700	17, 600	25, 900	8
22	28, 200	32, 100	30,000	19, 800	29, 100	9
21	31, 400	35, 700	33, 400	22, 000	32, 400	10
20	34, 500	39, 300	36, 700	24, 200	35, 600	11
19	37, 600	42, 800	40,000	26, 400	38, 800	12
18	40, 800	46, 400	43, 400	28, 600	42, 100	13
17	43, 900	50,000	46, 700	30, 800	45, 300	14
16	47, 000	53, 500	50, 000	33, 000	48, 500	15
15	50, 200	57, 100	53, 400	35, 200	51, 800	16
14	53, 300	60, 700	56, 700	37, 400	55, 000	17
13	56, 400	64, 200	60, 000	39, 600	58, 200	18
12	59, 600	67, 800	63, 400	41, 800	61, 500	19
11	62, 700	71, 400	66, 700	44, 000	64, 700	20
10	65, 800	74, 900	70, 000	46, 200	67, 900	21
9	69, 000	78, 500	73, 400	48, 400	71, 200	22
8	72, 100	82, 100	76, 700	50, 600	74, 400	23
7	75, 200	85, 600	80, 000	52, 800	77, 600	24
6	78, 400	89, 200	83, 400	55, 000	80, 900	25
5	81, 500	92, 800	86, 700	57, 200	84, 100	26
4	84, 600	96, 300	90, 000	59, 400	87, 300	27
3	87, 800	99, 900	93, 400	61, 600	90, 600	28
2	90, 900	103, 500	96, 700	63, 100	93, 800	29
1	94, 000	107, 000	100,000	64, 500	97, 000	30 · 31

^{・1}か月を30日として、入居者本人負担家賃を日割にしたもの。 (ただし100円未満は繰り上げ)

^{・2}月末日退去の場合も、1ヶ月分の家賃がかかります。

別表 2-3 学生用宿舎利用約款第5条および第8条 日割家賃一覧

入居日	Hヴィレッジ	退去日
30 · 31	2,600	1
29	5, 200	2
28	7,800	3
27	10, 400	4
26	13,000	5
25	15,600	6
24	18, 200	7
23	20, 800	8
22	23, 400	9
21	26, 000	10
20	28,600	11
19	31, 200	12
18	33, 800	13
17	36, 400	14
16	39, 000	15
15	41,600	16
14	44, 200	17
13	46, 800	18
12	49, 400	19
11	52,000	20
10	54, 600	21
9	57, 200	22
8	59, 800	23
7	62, 400	24
6	65,000	25
5	67, 600	26
4	70, 200	27
3	72, 800	28
2	75, 400	29
1	78,000	30 • 31

^{・1}か月を30日として、入居者本人負担家賃を日割にしたもの。 (ただし100円未満は繰り上げ)

^{・2}月末日退去の場合も、1ヶ月分の家賃がかかります。

別表3 学生用宿舎利用約款 第7条 負担の分担一覧

負担項目	電気		水道		電話		インターネ ット		食事	
施設名称	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学
下田学生寮 (留学生用)		0		0		0		0		
Plume IS		0		0				0		
大森学生寮		0		0				0	家賃に含 まれる	
綱島学生寮		0		0				0	家賃に含 まれる	
元住吉宿舎		0		0				0		
日吉国際学生寮		0		0				0		
綱島SST国際学生 寮		0		0				0		
元住吉国際学生寮		0		0				0	希望者は その都度 食券を購 入。	
湘南藤沢国際学生寮		0		0				0	事前予約 必要。摂 食分を後 で支払 う。	
高輪国際学生寮		0		0				0		
Hヴィレッジ		0		0				0	家賃に含 まれる	

[※]光熱費については通常を著しく超える利用があった場合は、別途本人に請求することがある。